

令和2年度 水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業） 【公募要領ダイジェスト】

1 補助対象事業

新規開発計画又は再開発計画の水力発電所の開発促進を図るため、この対象発電所の立地する市町村及び隣接市町村ならびに地域の特性等からこれに準じて取り扱うことが特に必要と認められる市町村において、発電事業者等が行う開発促進のための課題解決を図る下記の地域理解促進等関連事業であって、後述する「6 交付要件」等を満たす事業が公募対象となります。

(1) 地域理解促進事業

地元自治体や地域住民等の水力発電に対する理解を促進する事業（一般的な水力発電の理解促進を図るためのものは対象外とします。）

(2) 地域環境整備事業

水力発電の観光資源としての活用促進や水質対策等の立地地域の環境整備等を行う事業

2 補助対象事業者

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす発電事業者等とします。

- ① 日本法人又は日本国民であること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 本事業終了後においても継続的に当該事業を管理・運営する能力を有すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3 補助対象経費

(1) 地域理解促進事業

会議等運営費，広報費

(2) 地域環境整備事業

調査費，設計費，設備費

4 補助率・補助金額

補助率は補助対象経費に対して定額（10/10）（補助金に消費税分は含まれません。）

(1) 地域理解促進事業

補助金額の上限は、対象発電所に対して100千円/kW又は28.5円/kWh（再開発計画で出力増がない場合）と

- ① 対象発電所の開発計画の理解促進を図る会議等運営に関する事業は2,000千円/件、
- ② 対象発電所の開発計画の理解促進を図る広報活動等に関する事業は10,000千円/件のいずれか低い額とします。

(2) 地域環境整備事業

補助金額の上限は、対象発電所に対して100千円/kW又は28.5円/kWh（再開発計画で出力増がない場合）と50,000千円/件のいずれか低い額とします。

5 事業実施期間

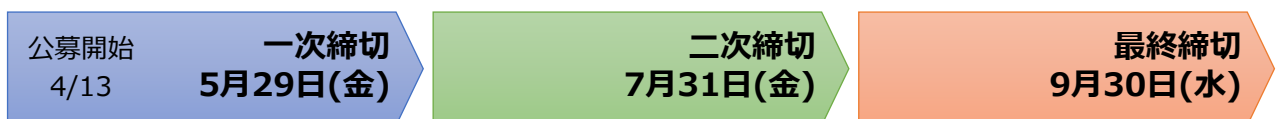
補助対象事業として採択する事業期間は、令和3年3月1日までとなります。

6 交付要件

- ① 過去より継続的に実施している事業ではなく、新たに実施する事業であること、又は、継続的に実施しているものの、規模等を拡大して実施する事業であること。
- ② 事業計画においては、対象発電所の開発の実現性を示すとともに、当該事業と対象発電所の計画との関連性を示し、計画の促進に資する事業であること。
- ③ 発電事業者以外の事業者が申請を行う場合は、対象発電所を計画する発電事業者又は関係する発電施設を有する発電事業者に、事前に事業計画の同意を得ていること。
- ④ 地域理解促進事業にあつては、水力発電の導入に向けた地域の理解促進を達成するため、地方自治体が当該事業に賛同しているものを補助対象とする。
- ⑤ 地域環境整備事業にあつては、地域環境整備事業をもって地域の理解が促進されることを達成するため、地方自治体の長が当該事業に賛同しているものを補助対象とする。
- ⑥ 地域環境整備事業における環境アセスについては、法令にて実施が定められているものではなく、事業者による自主的なアセスを実施するもので、開発促進のための課題解決において必要とされていること。
- ⑦ 設備の製作・据付及び環境整備を行う工事において、地元調整や許認可を受けていること。又は、見込みが示されていること。
- ⑧ 他省庁、あるいは財団の他の補助事業から同目的の補助金を受けていないこと。又は、受ける予定がないこと。
- ⑨ 補助事業の経理処理にあたっては、補助金の交付の対象となる経費を明確に区分して処理できる体制を有していること。（特に、外注先等からの請求書、外注先等への銀行振込及び支払証明など）
- ⑩ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則として行わないこと。

7 公募スケジュール

公募期間：令和2年4月13日～令和2年9月30日（随時受付）



各締切において、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による採択審査委員会（非公開）に諮り、概ね1か月後を目途に交付決定を行う予定です。

注：国庫補助金予算であるため、各締切時点で、予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募を中止することがありますのでご注意ください。また、公募期間終了後に、予算額に達しない場合には、追加公募を行うことがあります。

8 交付申請

申請される事業者は、所定の様式を用いて、公募要領に記載の記入例に従い、申請書類一式を作成し、2部（正1部、副（コピー可）1部）及び電子媒体1部を財団に提出してください。

9 交付決定

財団は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」により決定されるものであり、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意ください。

10 補助事業の開始

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（発注、契約等）が可能となります。なお、交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、補助対象外となります。発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。また、不明な点があれば必ず財団の担当者へ相談してください。

- ① 発注日、契約日は、財団の交付決定日以降であること。
- ② 原則として競争入札又は見積り合わせ（3者以上の見積りが必要）によって相手先を決定すること。
- ③ 補助対象外の費用等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。契約・支払にあたっては、補助対象と、補助対象外それぞれに係る費用が明確にわかるようにすること。なお、補助対象外を含めた調査又は工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。（補助対象内外の判別が出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）
- ④ 当該年度に実施された事業については、原則として当該年度の補助事業期間中に対価の支払い及び精算が完了すること。

11 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります。補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は事業計画が変更されるわけではないので、原則として財団の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

12 補助事業者の外部への支払い

補助事業者から請負業者等への代金支払は、原則として事業期間中に行ってください。ただし、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、代金支払いを実績報告書提出日までに行ってください。（請負業者等からの請求書は、補助事業完了日までを受領してください。）また、その方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

13 実績報告及び額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは令和3年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

14 補助金の支払い

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後補助金の支払いを受けることになります。

15 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準拠した期間内に取得財産等を処分（補助金の交付目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

16 事業実施効果・利用状況の報告

補助事業者は、当該事業の実施概要及び事業効果について報告していただきます。

また、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）の適正な管理のため、取得財産等の利用状況について、原則として、設備完成後36か月の間、利用状況や事業効果について報告していただきます。なお、報告期日は毎年6月末です。

問い合わせ先（詳細はホームページ・公募要領・FAQをご覧ください。）

〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムブル・コジマ2F
一般財団法人新エネルギー財団 水力地熱本部 水力業務部（地域理解促進等関連事業事務局）
TEL : 03-6810-0372
E-mail : rikaisokushin@nef.or.jp